

住宅用火災警報器特集号

住宅用火災警報器は、すべての住宅に設置義務があります！
大切な命と財産を守るため住宅用火災警報器を設置しましょう！
※設置に関することは恵庭市火災予防条例に規定されています。



どんな種類をどの部屋に
設置すればいいの？

◎設置が必要な住宅用火災警報器の種類は？

設置が必要な住宅用火災警報器は、煙で感知する「煙式」の警報器ですが、台所に設置する警報器は熱で感知する「熱式」の警報器に代えて設置することができます。

◎設置が必要な部屋は下の図の3箇所です。

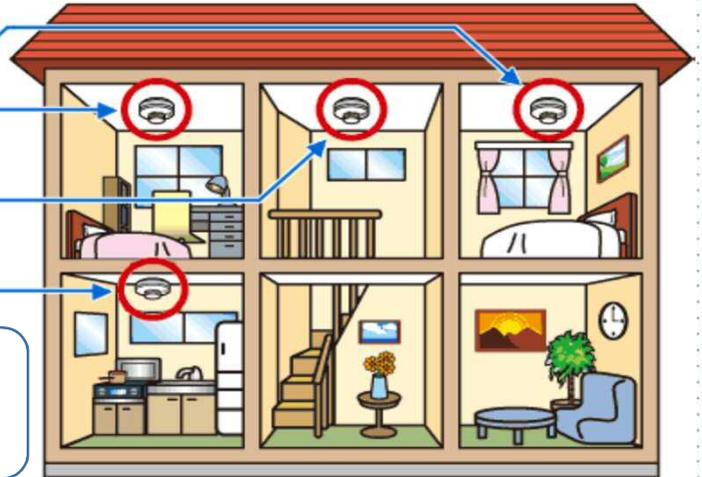


取り付ける位置は
決まりがあるの？

1. 寝室

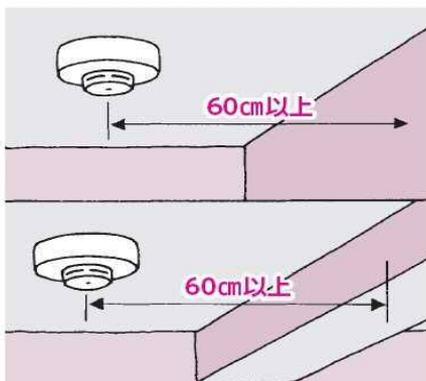
2. 階段

3. 台所

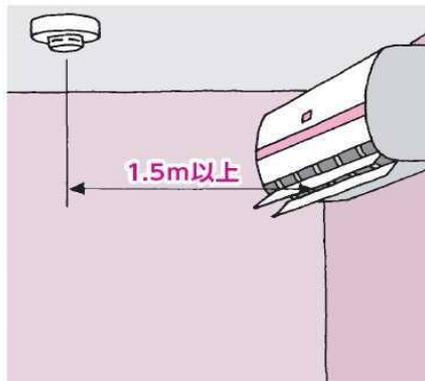


※階段は2階以上
に寝室がある
場合に必要です。

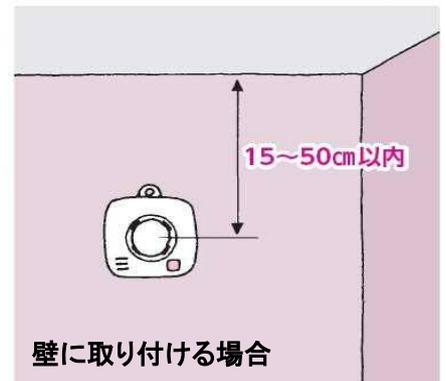
取り付ける位置は下の図のとおりです。



注意：火災警報器の中心を壁から60cm以上離して取り付けます。(熱式は40cm以上)
天井にはりがある場合には、住警器の中心から60cm以上離します。(熱式は40cm以上)



注意：エアコンや換気扇の吹き出し口付近では、1.5m以上離しましょう。(煙式・熱式共通)



注意：天井から15～50cm以内に住警器の中心がくるようにします。(煙式・熱式共通)



裏面も見てね！

点検の方法はどうすればいいの？



住宅用火災警報器 | 点検の方法

テストは、本体のボタンを押すか、付属のひもを引いて点検します。

正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。

詳しくは説明書をお読みください。



<音が鳴らない時は>次のことを確認しましょう。

- ・電池切れではありませんか？
- ・電池はきちんとセットされていますか？

上記の確認をしても鳴らない場合は、住宅用火災警報器本体の故障が考えられます。本体の交換をしましょう。



住宅用火災警報器は、10年を目安に交換しましょう！

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れで火災を感知しなくなることがあるため危険です。10年を目安に機器本体を交換しましょう。

住宅用火災警報器設置調査へのご協力をお願い

市内の住宅用火災警報器の設置状況を把握するため、無作為に選んだ住宅に消防職員又は消防団員が訪問し設置状況や維持管理についての聞き取り調査を行いますので調査へのご協力をお願いいたします。調査期間は4月20日～5月29日を予定しています。

なお、消防職員や消防団員が機器を販売することはありません。不審に感じた場合は、下記の相談先にお問い合わせください。

「春の全道火災予防運動」を実施します！

実施期間 4月20日(月)～4月30日(木)

これからは、空気が乾燥し、風が強い日が多く、火災が発生しやすい時季を迎えます。

火災から大切な命と貴重な財産を守るため、火の取り扱いには十分注意してください。

統一防火標語 「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」

家庭ごみや枯草などを屋外で燃やすことは禁止されています。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

ごみ焼きは、法律で認められているもの以外は禁止されているばかりではなく、火災になった場合に大切な命や財産を失うおそれがあります。

ごみは、必ず指定された方法で排出しましょう。



防火に関する
相談はお気軽に！



◎相談先電話番号

消防本部予防課	33-0990
消防署消防課	33-0991
消防署島松出張所	36-8439
消防署南出張所	34-9111



表面も見てね！